

新型コロナウイルス感染症について その 2

先月、新型コロナウイルス感染症に関する情報をお届けしましたが、今月も第 2 弾ということで厚生労働省のホームページに掲載されている Q&A についてご紹介いたします。

◆症状がある場合の相談や新型コロナウイルス感染症に対する医療について

◎熱や咳があります。どうしたらよいでしょうか？

「相談・受診の目安」として公表しました以下の条件に当てはまる方は、最寄りの保健所などに設置される「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

- ・ 風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が 4 日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます）
- ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合

<高齢者をはじめ、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など））がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方>

- ・ 風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が 2 日程度続く場合
- ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合

◎「帰国者・接触者相談センター」は何をするところですか？

「帰国者・接触者相談センター」では、皆さまから電話での相談を受けて感染が疑われると判断した場合には、帰国者・接触者外来へ確実に受診していただけるよう調整します。その場合には、同センターより勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することは控えてください。

同センターで感染の疑いがないと判断された場合、これまで同様かかりつけ医を受診していただけます。その場合、肺炎症状を呈するなど、診察した医師が必要と認める場合には、再度同センターと相談の上、受診を勧められた医療機関でコロナウイルスの PCR 検査を受けていただきます。

同センターはすべての都道府県に設置され、24 時間対応していますので、詳しくは、下記のホームページを覗ください。

<帰国者・接触者相談センターページ>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-kikokusyasessyokusya.html

◎PCR 検査の検査体制は増えていますか。「検査がしたくても、保健所で断られ、やってもらえない」との指摘があります。保険適用が始まるとどのように変わるのでしょうか？

検査体制能力は、国立感染症研究所・検疫所に加え、地方衛生研究所、民間検査会社や大学などの協力を得ながら、1 日 6000 件程度となっており、3 月末には 7000 件を超える検査能力が確保される見込みです。

3 月 6 日から PCR 検査に医療保険を適用します。適用により、帰国者・接触者相談センターに相談（24 時間対応）し、センターから紹介された帰国者・接触者外来で検査が必要とされたときは、保健所を経由することなく、民間の検査機関に直接、検査依頼を行うことが可能となります。民間検査機関の検査能力も大幅に増強され、より多数の検査を実施することが可能となります。

加えて、かかりつけ医や一般のクリニックから PCR 検査が必要と判断された場合にも、保険

適用で検査を受けることができます。この場合、帰国者・接触者外来に連絡し、検査の場所・日時の調整を行うこととなります。

地域の検査能力に限界があるために断られるということがないよう、試薬の広域的な融通を図り、必要な検査が各地域で確実に実施できるよう、国がこれまでにも増して緊密に仲介します。

同時に、現在、検査時間を大幅に短縮できる新しい簡易検査機器の開発を進めています。3月中の医療現場での利用開始を目指しています。

こうした取組を総動員することで、かかりつけ医など、身近にいる医師が必要と考える場合には、全ての患者の皆さんのがPCR検査を受けることができる、十分な体制とします。

以上が、厚生労働省Q&Aの抜粋です。

◆最後に

WHOもパンデミックの宣言をしました。ワクチン開発には、まだ時間がかかるため、手洗いやうがいといった地道な予防を行うしかないということです。影響は経済にも波及し、想像を超えるような株価の急落も招いていますが、「明けない夜はない」との言葉を信じて、油断することなく、感染しやすい環境に行くことを避け、手洗い、咳エチケットを徹底しましょう。

以上